

参考資料3

令和3年度第2回

茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会

○居住支援協議会の内容（案）

項目	内容
(1) 根拠法令	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条
(2) 設立根拠	茅ヶ崎市居住支援協議会会則
(3) 名称	茅ヶ崎市居住支援協議会
(4) 設立年月	令和4年4月予定
(5) 位置づけ	任意団体
(6) 会員 (予定)	<p>[不動産関係・協力不動産店等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市居住支援協力不動産店 <p>[福祉関係・居住支援団体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 翔の会 ・社会福祉法人 碧 ・一般社団法人 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会 ・公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 ・特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター ・特定非営利活動法人 あんしん壺番館 <p>[茅ヶ崎市関係課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部 福祉政策課、生活支援課、障がい福祉課、高齢福祉介護課 ・こども育成部 子育て支援課、こども育成相談課 ・都市部 都市政策課 ・建設部 建築課 ・保健所 保健予防課 <p>任期1年（再任可）</p>
(7) 役員	<p>協議会会則に基づき、会員による互選</p> <p>任期1年（再任可）</p> <p>①会長（1名）、②副会長（1名）</p>
(8) 事務局	茅ヶ崎市都市部都市政策課
(9) 会議回数	原則年2回以上開催
(10) 会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の事業内容の情報共有 ・困難な相談について解決方法を協議 ・会員で統一した居住支援の相談対応の検討 ・セーフティネット住宅の普及の検討 ・その他、居住支援に必要となる事項の協議